

# 木づかいプラン



平成 19 年 4 月

三 重 県



「三重の木を使おう」  
県民運動シンボルマーク



## 目 次

1 はじめに .....	1
2 三重県の森林・林業の現状 .....	1
3 「三重の木を使おう」県民運動の推進 .....	4
4 運動の基本理念 .....	5
5 それぞれの役割と行動 .....	6
6 おわりに .....	8
(参考) 「木づかいプラン」円卓会議委員名簿 「木づかいプラン」策定経過 ワークショップの意見紹介	8



(尾鷲ヒノキふんだんに使用した三重県立熊野古道センター)



## 1 はじめに

私たちは、森林からきれいな水や空気、国土の保全など様々な恩恵を受けています。

近年では、地球温暖化への対応が求められる中、森林による二酸化炭素の吸収に大きな期待が寄せられています。

また、森林から生産される木材は、地域の環境や住む人の健康に優しく、快適な暮らしをつくりだす上で、欠かすことのできない、大変有効な素材といえます。

一方で、近代化や生活スタイルの多様化などから、私たちの暮らしの安全・安心に大きく貢献する森林や木材のことを日常生活の中で意識する機会が少なくなってきたことは残念なことです。

先人が長い年月をかけて育ててきた森林を、健全な姿で将来に引き継いでいくことが、今を生きる我々の責務であり、成長した木を適切に利用しながら「木を植え、育て、伐って利用し、また植える」といった緑の循環をかつてのように復活させることが重要です。

このようなことから、森林・林業の役割や現状を県民全体で見つめ直すとともに、県産材の利用に対する理解や認識を深め、県民の皆さんのが主体となってより一層、県産材の利用を推進していくため、県内4地域でのワークショップや県民の代表を交えた円卓会議により、多くの皆さんからのご意見、提言を取り入れ、本プランを策定いたしました。

平成19年3月

## 山は荒廃しています！



## 2 三重県の森林・林業の現状

三重県の森林面積は、県土全体の65%を占めています。主な樹種は、針葉樹のスギとヒノキで、その人工林率は、全国平均の46%を上回る63%と、森林面積の約6割に相当します。

天然林と違って、スギやヒノキの人工林は、人が手を加えなければ健全な森林に育たないのです。

森林は、健全であればこそ、自身の持つ公益的機能(働き)※を発揮してくれます。



手入れされていない森林は林内  
が暗く、木がやせています。

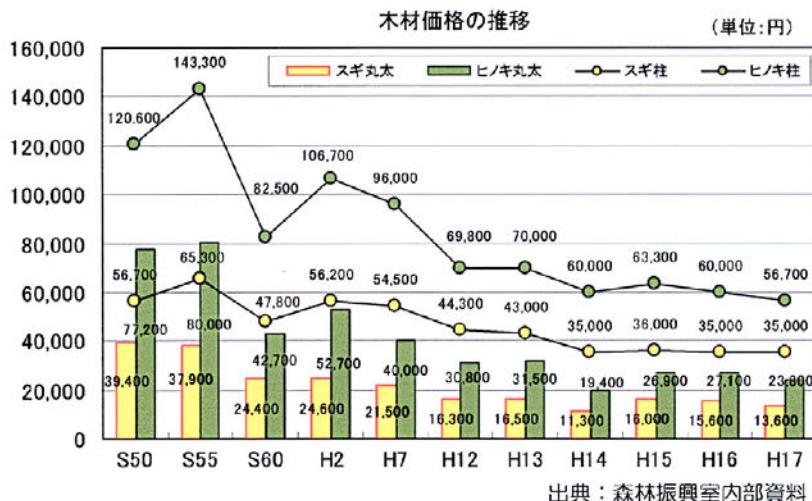


※公益的機能→  
4ページ“森の恵み”を  
ご覧ください。



よく手入れされている森林は林内が明るく、  
木が太りまっすぐに伸びています。

# 林業が衰退しています！

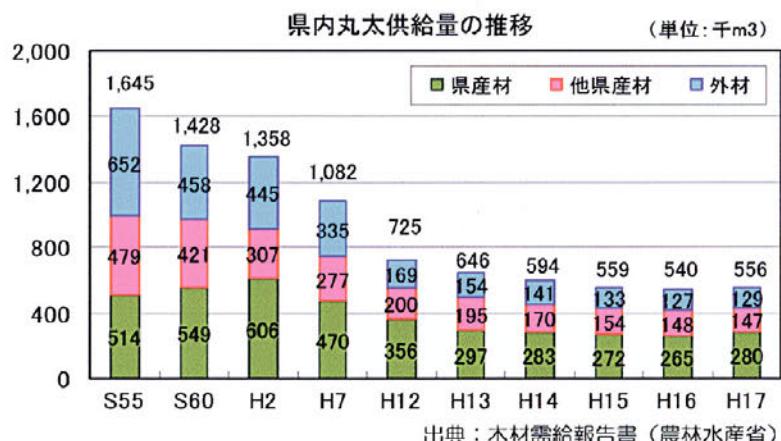


## ◆木材価格の下落

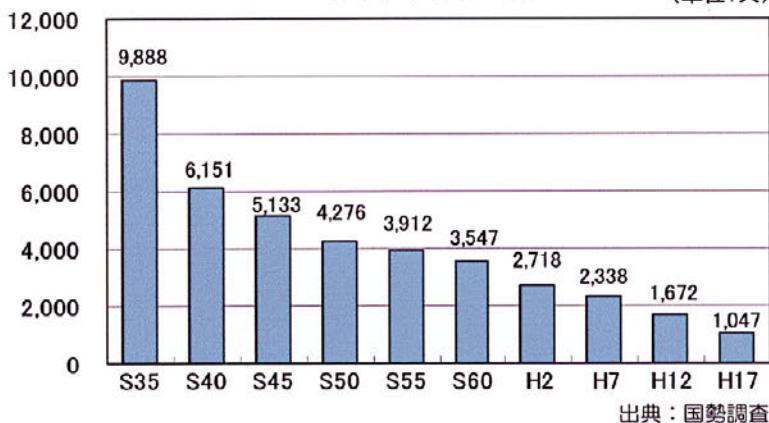
木材価格は、大きく下落しています。このため、採算性が悪化し林業経営が成り立たなくなっています。

## ◆県産材供給量の減少

木材需要量の減少に伴って、県内の丸太生産量も減少を続けています。



林業従事者数の推移 (単位:人)



## ◆林業従事者の減少

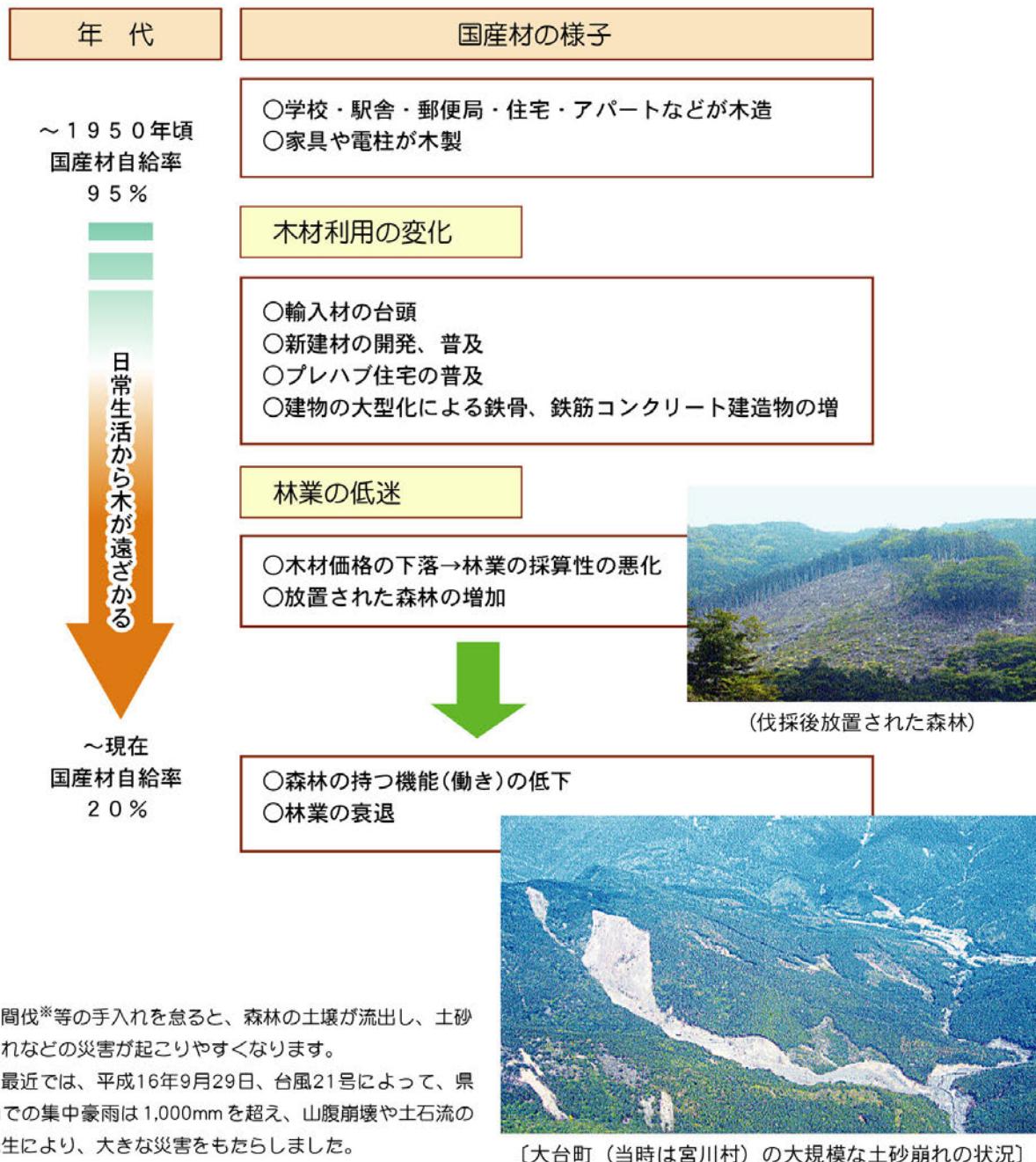
林業従事者数は、現在1,047人まで減少しています。  
そのため、森林を整備し、維持していくことが困難になってきています。



## 国産材を取り巻く状況

木材は昔から、いろいろなものに使われてきました。かつては、住宅は勿論、学校や駅舎も木造が当たり前で、橋や電柱、家具や生活用具の多くも木材でできていました。

しかし、近年、まちの中には鉄やコンクリートなどの工業製品があふれ、森林・林業への関心の低下とともに、私たちが木と触れ合う機会は、どんどん少なくなっています。



間伐※等の手入れを怠ると、森林の土壌が流出し、土砂崩れなどの災害が起こりやすくなります。

最近では、平成16年9月29日、台風21号によって、県内での集中豪雨は1,000mmを超え、山腹崩壊や土石流の発生により、大きな災害をもたらしました。

※ 間伐とは➡育成途中的森林において樹木の混み具合に応じてその一部を伐採（間引き）し、残った樹木の成長を促す作業のことです。

## 今なぜ県産材なのか！



### 3 「三重の木を使おう」県民運動の推進

三重県の人々は古来より森林を大事にし、森林を活かし続けてきました。しかし化石燃料※や輸入木材の使用が進むにつれ、私たちと森林の関係は遠ざかり、木を伐って利用し、また木を植えるという、森林と暮らしを共にしていた頃には当たり前だった「緑の循環」が忘れ去られようとしています。

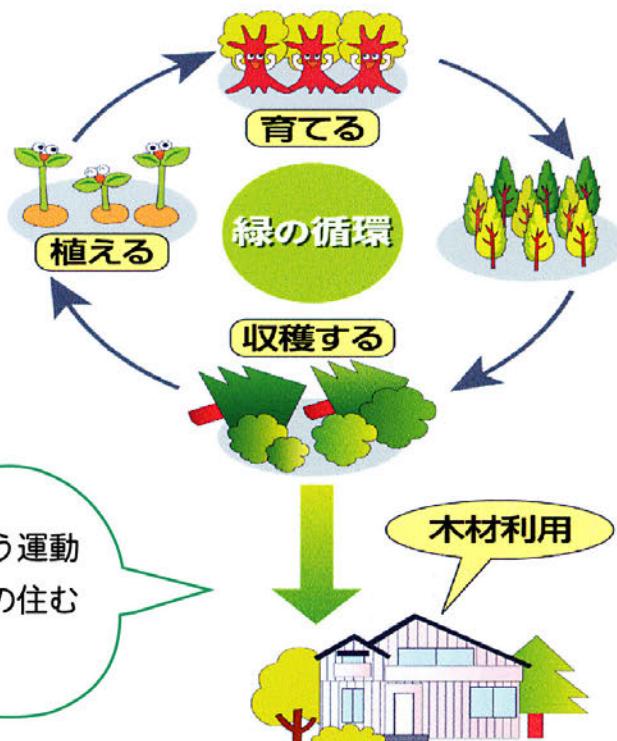
私たちが県産の木材を積極的に使うことは、緑の循環を維持するとともに、私たちの住む地域に多くの“森林の恵み”をもたらしてくれます。そのため、森林から多くの恵みをうけ、心豊かで健康的な生活を送るために、「三重の木を使おう」県民運動を進めていきます。



### 「三重の木を使おう」県民運動の推進

#### “森林の恵み”って こんなにあるよ！

- 洪水や土砂崩れの防止
- おいしい水
- 森林浴による癒し
- 二酸化炭素の吸収
- 野生の動植物の保護 など



私たち一人ひとりの県産材を使う運動  
が「緑の循環」を維持し、私たちの住む  
街や暮らしを快適にします！

※化石燃料とは→地中に堆積した動物や植物の死骸が、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、代表的なものとして、石油、天然ガスなどがあります。

みんなで進めよう！

## 4 運動の基本理念

### 「三重の木を使おう、森を育てるために」

「緑の循環」を進めていくためには、県民一人ひとりが「木を使うことが、豊かな森を守り育てる」ということを理解し、意識を共有することが大切です。

暮らしの中に、県産材を取り入れることは、三重県の森林づくりに貢献することになります。

#### 運動の推進テーマ

「三重の木を使おう」県民運動を進めていくために、



の3つのテーマを掲げます。

(1) 木をよく知ろう

- ・木は自然の素材だよ！
- ・木は健康や環境にやさしいよ！



(2) 木ともっと親しもう

- ・木にふれてみよう！
- ・木を肌で感じてみよう！



(3) 木を使おう

- ・木の製品を使いたい！
- ・三重の木で家を建てたい！



# みんなで取り組もう！



## 5 それぞれの役割と行動

県産材の利用を進めるには、「知ろう」「親しもう」「使おう」の推進テーマに基づき、すべての県民がそれぞれの立場で次のような役割を認識し、行動を起こすことが求められます。

### 【消費者】

#### ● 役割

- ・県産材を使うことの意義を理解
- ・県産材製品の積極的な利用

#### ● 行動

##### <利用意識の向上>

- ・セミナーなどで「環境」「森林」「木材利用」について学ぶ
- ・木工教室などのイベントに参加する
- ・身近な日用品などに木製品を使う



### 【木と森の関係者】

#### ● 役割

- ・県産材の安定的な生産
- ・品質の確かな木製品の提供
- ・消費者ニーズの把握
- ・後継者の育成

#### ● 行動

##### <利用の仕組みづくり>

- ・森林を適正に管理する(木を植え、育て、伐って利用し、また植える)
- ・県産材を使った木製品をつくる
- ・県産材を使ったモデル住宅を建てPRする
- ・県産材や木造住宅に関するセミナーを開講する
- ・気軽に相談できる窓口をつくる
- ・アンテナショップ※機能を充実する
- ・森林を作業体験や学習の場として提供する
- ・関係者向けの教育を実施する
- ・作り手と使い手の木に関する言語を統一する



※アンテナショップとは→市場動向や消費者嗜好などの情報を収集したり、新商品などの情報発信を行うために経営する店舗のことです。

## 【行政機関】

### ● 役割

- ・木の良さの普及啓発
- ・行政自らの県産材利用

### ● 行動

#### <利用促進>

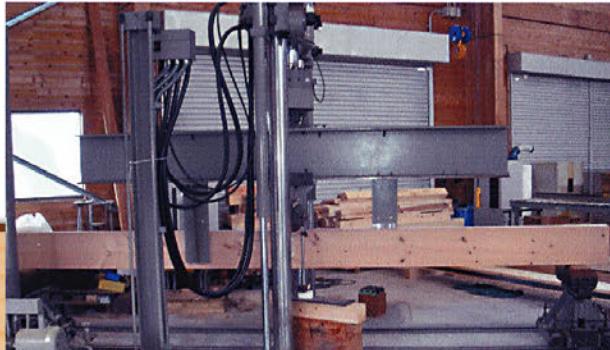
- ・ホームページやパンフレットなどで県産材の情報を発信する
- ・公共施設の木造化、木質化を進める
- ・学校などに木製の机や椅子などの導入を働きかける
- ・木工教室などの木と触れ合うイベントを実施する
- ・県産材の利用に向けた普及啓発行事を開催する
- ・森林環境教育を推進し、県産材利用の必要性を普及する
- ・住宅などへの県産材利用を支援する



## 【研究機関】

### ● 役割

- ・県産材の新用途開発
- ・研究成果の発信



### ● 行動

#### <利用促進>

- ・新しい資源としての木材の可能性を追求する
- ・スギの梁や桁への利用拡大に向けた設計強度の研究を進める
- ・間伐材などの未利用資源の有効利用に関する研究を進める
- ・木質バイオマス※の有効利用に向けた研究を進める
- ・産官学で連携を取りながら研究・開発を進める
- ・ホームページなどで研究成果を発信する

※木質バイオマスとは→森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含みます。



## 6 おわりに

環境の改善や保全に関する取組は、私たちの身の回りの住環境から地域の自然環境、さらには地球環境までと幅広く、それらの取組全体から考えますと、本運動は一つの小さな運動にしか過ぎません。

しかし、古くから森林をただ伐るだけでなく、江戸時代初期から人間が使うための木をたくさん山に植え、育て、利用してきたという三重の歴史を考えれば、「木を使う」行動から森を育て、さらには化石燃料への依存から脱却する新たな木の文化を育もうとする本運動は、まさに三重県にふさわしい取り組みであり、そのためには私たちが一体となり推進していくことが大事と考えています。

先人から受け継いだ豊かな森林に囲まれている三重において、森林をはじめとする世界的、地域的な環境問題を考えつつ、私たち一人ひとりが木をより良く、大切に使い、併せて私たち自身の生活にも潤いをもたらせる新たな木の文化を築いていくうではありませんか。

## 参 考

### ■「木づかいプラン」円卓会議委員名簿

氏 名	分 野 ・ 所 属
稻垣京祐	三重県中小企業団体中央会（理事）
奥山壽一	奥山環境デザイン事務所
柏木康恵	三重県P.T.A連合会（副会長）
加藤小映子	ネットワークぐるぐる（代表者）
川端基洋	東紀州・尾鷲ひのきの会
北尚子	三重県消費者団体連絡協議会（副会長）
中西由香	子育てサークル（代表者）
萩原義雄	みえ木造塾
藤崎昇	三重の木で家をつくる会
吉川和之	月兎社（NAGI発行人）

敬称略 五十音順

### ■「木づかいプラン」策定経過

日 程	内 容
フ ー ク シ ョ ッ プ	平成18年11月23日(木) 第1回東紀州地域ワークショップ
	平成18年12月3日(日) 第2回南伊勢地域ワークショップ
	平成18年12月9日(土) 第3回北伊勢地域ワークショップ
	平成18年12月16日(土) 第4回伊賀地域ワークショップ
円 卓 会 議	平成18年12月20日(水) 第1回円卓会議（森林・林業の現状、ワークショップの結果報告）
	平成19年1月15日(月) 第2回円卓会議（骨子案の検討）
	平成19年2月5日(月) 第3回円卓会議（素案の検討）
	平成19年2月20日(火) 第4回円卓会議（素案及び今後の進め方の検討）

## ■ワークショップの意見紹介

県民主導型の県産材の利用促進に向けて、県民参加型のワークショップからいただいた意見の一部を項目に分けて紹介します。

### 資源の有効活用(リサイクル)

- 間伐材利用のリサイクルセンターを建設する。
- 木材利用後の残材・廃材(木クズ・オガグズ)の利用を考える。
- バイオマス発電の実施。
- 古材の再利用化(リユースの視点)。
- 宮川流域の仮設住宅などの開発に間伐材を利用する。

### 「木育」の視点

- 学校教育に森林・環境教育を取り入れる(の推進など)。
- 子どもの頃から木にふれる場所をつくる。
- 学校と連携して、遠足などで森林にでかける。
- 幼児の玩具や学校給食の食器、割り箸などに県産材を用いる。
- 県産材を使用した景観地区や風致地区を定める。
- 観光事業に木の魅力をいれる(森林観光ツアーなど)。
- 公共施設の木造化。
- 県立の学校・病院、介護施設には県産材を使用する。
- 学校で使用する机を県産材でつくる。

### 情報提供の充実

- FSC認証制度があるのをはじめて知った。
- 三重県の木は他県と比べて何が違うのか。
- 県産材の良さ、木の良さが伝わってこない。
- 「知らせる方法」を検討していかなければならない。
- どこで県産材を買うのか知らない。
- 木造化の住宅を建てたいが、誰に頼んでよいかわからない。
- 木材費用がどれくらいかかるのかわからない。

### 木にふれる機会の充実

- イベント等により木材の良さ、加工品のPRを行う。
- 身近な場所に木製品の展示場をつくる。
- 木製品の組み立てキットをつくる。
- プラスチック製品にはない木材のぬくもりをPRする。
- 県産材を使った家具をつくる。
- 県産材使用のモデルハウスをつくる。



### 「木を知ることからはじめる

- 木の情報をデータ化して表示する。
- 本当の木の良さを分かっている人が少ない(しっかり説明できる人の育成)。
- 人材の育成(人材を育成する学校やマイスター制度の導入など)。
- 木の知識・種類を少しでも分かるように。
- 木のメリットも大事だが、デメリットも知らせることが大事。
- まずは木をよく知ることが大事(良い点・悪い点、現状・課題など)。

### ブランド化を図る

- 県産材のブランド化を図る。
- 別の視点からブランド化を図る。
- 住宅建築以外の新商品の開発。
- 木でできる物は何でも木でつくる。

### 利用促進を図るために

- 木を流通させるため、安く消費者に提供できるようにしてほしい。
- 県産材を使う方への補助を継続する。



尾鷲ヒノキの特徴がよく出ています(80年生)



#### 「三重の木」認証マーク

このマークは、三重県独自の「三重の木」認証制度に基づいた製材品に与えられるもので、県産材であることと一定の品質を明らかにしています。

平成19年3月発行

### 「木づかいプラン」

三重県 環境森林部

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL:059-224-2565 FAX:059-224-2070

